

考えよう、飼い主の責任

犬の生涯にわたっての健康や災害時に備えておくべきことについてお話を伺いました。

災害時持出品リスト

- 食料**
 - ペットフード
 - 水 (少なくとも5日分)
- 係留**
 - リード 首輪
 - クレート、キャリー
- その他**
 - トイレ用品
 - 薬 容器など

しつけ ワクチンを接種し、クレートに慣らすなど最低限のしつけを実践しておきましょう。

迷子対策 はぐれた時のため迷子札などを付けておきましょう。

話し合い 家族で話し合い、避難経路や避難所以外でも預け先などを確認しておきましょう。

災害発生時
 ペットフードや水、トイレ用品などの備蓄はもちろんのこと、迷

災害発生時
 ペットはどうする？



▲鑑札と注射済票は登録されていること、狂犬病予防注射を受けた犬であることの証明です。もし犬が迷子になっても鑑札から飼い主の元に戻すことができます。

子になった場合に備えて迷子札を付けるなどの備えをしておく必要があります。ペットがいる家庭では、もしもの時の大災害に備えて、人間だけでなく動物たちの避難や防災に関してもしっかりと検討しておきましょう。

災害に備え 日頃からしつけを
 災害時の避難所では、犬はクレートやキャリーの中で過ごす必要があります。そのため、普段から同様の環境で生活する訓練をしておかなければなりません。犬は本来オオカミをルーツにもつので、洞穴などの狭いスペースで過ごすことを好みます。人目線では「狭いスペースにいて可哀想」と感じるかもしれませんが、犬の本能的には安心できるということをお話しておきましょう。

こうした犬の習性・本能を生かした「しつけ」を行うことで、災害時でもリラックスして過ごすことができます。災害はいつ起きるか分からないので、日常的にしつけを行うようにしましょう。



株式会社 ベリーののうち 代表取締役 一村 彩子 さん

犬の登録・狂犬病対策



▲市ホームページ

飼い主は生後90日を越えた犬を登録し、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせなければいけません。市が委託する動物病院で注射を受けることができますので、受けていない場合は必ず受けさせてください。接種後には注射済票が交付されます。※動物病院の一覧は市ホームページに掲載

マイクロチップ



令和4年からペットショップ等で販売される犬や猫へのマイクロチップの装着と登録が義務付けられています。家族に迎え入れた際は、飼い主と犬や猫の情報を登録する必要があります。なお、現在飼っている犬や猫へのマイクロチップの装着は、努力義務となります。

ワクチン接種

散歩などでの外出や、他の犬と触れ合う場合には様々な病気に感染する可能性があります。混合ワクチンなら0歳は2～3回、1歳以降は毎年1回の接種が必要です。

また、蚊が媒介するフィラリア症はほぼ100%薬で予防ができます。本市では4月から12月頃にかけて蚊が発生するため予防が必要です。



◀口から飲み込むタイプのフィラリア症予防薬。その他皮膚滴下タイプや皮下注射タイプもあります。

基礎免疫	追加免疫	
幼犬期 生後2～3か月	成犬期 1歳頃～	高齢犬期 7歳頃～
母犬からもらう移行抗体がワクチンの効果を妨げるので2～3回の接種が必要。	幼犬期に接種したワクチンの効果が徐々に弱くなる時期。定期的に接種を行って、予防効果を持続させることが大切。	加齢とともに免疫力が低下。感染症のリスクが高まり、重症化しやすくなる危険も。接種を続けることがさらに重要。

病の早期発見のために



きさぬき動物病院 獣医師 木佐貴俊 さん

犬の健康を守るためには、様々な病気に対するワクチン接種などが重要な役割を果たしますが、犬を日頃からよく見てあげることが大切。食欲が落ちたり、排泄物がなかったりなど、日常的に見ていれずすぐに気付くことができます。また、よく触ってあげれば身体にシコリができていたり、皮膚病の傾向があっても発見することができるともありません。異変に早く気づき、受診することが早期治療につながります。

犬も人間と同じで年を取り、病気になることもあります。犬を飼う上ではそうした少し先の未来を見据えて、様々な面から準備することが必要。少しでも長く愛犬と過ごすために、病気になる前からできることを始めましょう。

老後を見据えて 犬も介護が必要

近年、老犬の介護が大きな問題となっています。飼い犬が年老いて自分の力で動けなくなった時、飼い主は適切に介護を行わなければなりません。介護には体力・気力が必要ですし、金銭的な負担も発生します。最期までペットに寄り添う覚悟を持ち、自分と犬のライフステージを見据えてから飼うようにしてください。また自分だけでなく、身近に支えてくれる人を確保しておくことも介護において大切だと言えます。

ペット同行避難所

市では、災害時にペットと同行できる避難所を開設しています。

- 場所 市農業研修センター (札元1丁目21-7)



- 受入基準
 - ワクチン接種済である (接種証明書の提示等)
 - クレート又はキャリーに入れた状態で避難できる
 - ペット用の避難用品や備蓄品を持参する
 - 避難所退去時の消毒及び清掃を確実にできる
 - 避難に伴って出たごみは各自持ち帰る

☎市安全安心課 ☎0994-31-1124